平成２４年（フ）第２３号
沖縄県那覇市松尾２丁目４番23号
債務者　福留喜一郎
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２４号
沖縄県那覇市松尾２丁目４番23号
債務者　福留　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２１８号
青森県八戸市大字長苗代字上碇田42番地３
大沢荘１号
債務者　安川　垰生
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
群馬県桐生市相生町１丁目327番地の９　コスモメゾン101号
債務者　佐藤ひろみ
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第４号
富山県高岡市京田586番地２、旧住所富山県射水市若杉127番地25
債務者　今井　健二
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３０６号
長野県木曽郡大桑村大字長野2868番地７
債務者　夏厩　和成
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３２６号
長野県松本市高宮中10番９号
債務者　宮下　　泉
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第７号
長野県北安曇郡白馬村大字北城3020番地1018
債務者　柴田　信子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１８２６号
京都市山科区厨子奥若林町42番地４　吉兆荘22号室
債務者　郡　順一郎
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６６号
京都市左京区浄土寺真如町165番地
債務者　佐藤　　創
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３２号
京都市南区東九条南烏丸町35番地の６　南烏丸市営住宅２棟664号
債務者　屋根　栄幸
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３５号
京都市南区上鳥羽勧進橋町25番地１　山幸マンション302
債務者　尾崎　暢子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４２号
京都市伏見区向島庚申町30番地10
債務者　畠田　千鶴
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５３号
京都市西京区大原野西境谷町２丁目９番地22棟104号
債務者　窪池　令子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９１５号
兵庫県尼崎市田能５丁目９番39号　アートプラザ田能414
債務者　稲垣　まさ
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９９０号
兵庫県西宮市神原10番12―402号
債務者　大山　栄子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０５１号
兵庫県尼崎市食満７丁目18番１―103号
債務者　村田　和子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係